

開催年月日 令和4年2月1日(火)
 質問者 日本共産党 真下 紀子 委員
 答弁者 福祉局長 澁谷 文代
 保護担当課長 浦崎 真

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>一 生活保護における除雪費について (一) 除雪費の導入経過と活用状況について はじめに生活保護における除雪費について伺います。 今年は、局地的かつ集中的豪雪となった地域が札幌も含めてありまして、お年を召した方や病気や障がいなどがある方にとっては大変な重労働で自力では除雪出来ない方も多くいると、こうした問題があります。 そうした中で、国は、2015年に、生活保護利用者を対象にして、豪雪地帯において必要な除雪が困難で、有償で第三者に依頼する場合、冬季加算の認定期間ごとに特別基準の設定があったと承知をしております。 この経過と内容、及び、道内の活用状況について、まずご説明願います。</p> <p>(二) 実情に応じた制度の活用について 昨年度において、283件の利用があったということなんですけれども、福祉事務所の窓口では、生活保護のしおりを使って除雪費に関する制度説明をしております。大変これが有効でして、十分な説明が必要だというふうに考えるところです。 保護受給者は日常生活に困難が生じていて、サポートがあって在宅で暮らすことが出来ているというような単身者や高齢者が多くて、生活の実情に合わせて制度を良く周知をしていくことが必要になってくると考えるわけです。 改めて、町村を含めて文書を発出するなど周知に努めることが必要ではないかと考えますが、如何でしょうか。</p> <p>【指摘】 私も生活保護のしおりを見させていただきました。福祉事務所ごとに違うということなんですけれども、東京都のある区のしおりを見ますと、大変読みやすくなって工夫されておりました。Q&A方式なども取り入れましてね、非常に読みやすくなっておりました。そうした工夫が、北海道でも必要じゃないかと考えておりますので、その点を指摘しておきます。 また、このしおりを拝見させていただいた時に気がついたんですけれども、これまで議論をしてきた、生活保護の扶養照会の件についてですね、親族への扶養照会が不要なケースの説明というのが、この保護のしおりには書かれていないんですよ。 それで、調査をした団体があるんですけれども、9割強のところではやはり書かれていないという実態がありましたので北海道ではきちっと対応されているので、そこにも記載をするなど、そうした制度が改善された場合の記載も改めてしておいていただきたいということを申し上げておきます。</p>	<p>【保護担当課長】 除雪費の設定経過等についてであります。除雪費は、法が規定する豪雪地帯におきまして、本人又は親族や地域の支援では、日常生活に必要な通路・避難路の確保に必要な除排雪が困難な場合に支給できるよう、平成27年度に設定をされたものでありまして、現在、道内においては、10月から4月の期間ごとに、一世帯当たり3万2,000円の範囲内で認定が可能となっているものでございます。 また、令和2年度の市を除く道所管の福祉事務所における支給実績は、合計で283件、339万4,317円となっております。</p> <p>【保護担当課長】 制度の活用についてであります。除雪費の支給に当たりましては、被保護者宅の通路や避難路の除排雪につきまして、本人、家族の状況、地域の支援体制を的確に把握し、適正に認定することが、重要であるものと考えているところでございます。 道としては、この冬の積雪量が平年より多い状況であることも踏まえまして、保護のしおり等を活用するなどしまして、除雪費が必要となる方が適切に支給を受けられるよう、本制度について、自治体への丁寧な情報提供等、道内全ての福祉事務所において、必要な対応がなされるよう努めてまいります。</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>(三) 制度改正の周知と運用について</p> <p>生活保護は大変複雑で、実態に即した対応が求められる高度な行政事務で、福祉事務所の役割というのは大変重要であります。</p> <p>灯油代が高騰して、障がいや病気などを抱えて苦しい生活環境の中で、さらに北海道では、豪雪という気象条件でも暮らしている住民が安心して利用できるようにすることが本当に重要だと考えております。</p> <p>そのためには、制度改正の際、新設された給付に対して対象となるのか、制度運用の際には留意点などを組織で検討されて、窓口で具体的に対応する職員に、改正内容が十分周知されて、速やかに利用者に対して周知をすることが必要だと考えております。</p> <p>福祉灯油実施の際には、丁寧な対応をされたと評価をしたところでございますけれども、今後、改善すべきは改善して、対応することが必要と考えますが、見解をうかがいます。</p>	<p>【福祉局長】</p> <p>制度の運用についてでございますが、生活保護制度が、最後のセーフティネットとして、その機能を維持していくためには、法律や規則のほか、多くの通知に基づき、適切に運営されることが重要であると認識しております。</p> <p>このため、道といたしましては、適正な保護の実施に向け、福祉事務所において必要な体制を確保するとともに、職員研修の実施などを通じて、専門性を備えた職員の配置や育成に取り組んでいるところでありまして、今後とも、こうした取組を進めながら被保護者の方々の権利が損なわれることがないように、各種の給付をはじめ、制度の分かりやすい説明や丁寧で適切な相談対応が行われるよう努めてまいりたいと考えてございます。</p>